

第18回「みんなで創る自治基本条例町民会議」 委員事前意見取りまとめ結果

テーマ⑨： 議会、議員の役割・責務等について

議会運営の規定			
議会基本条例に	従来型	一定程度自治基本条例で規定	上段：議会運営の規定に関する選択理由等 中段：盛り込みたい項目、具体的な内容・考え方 下段：その理由等
		○	・町民は議会運営の仕組等がわかりづらいものと思われるので、町民にわかりやすくするためにも自治基本条例に入れる。 ・議会に委任すると、議員、議会などにいずいものは避けるかもしれない。
			・重要議案に対する各議員の賛成・反対意見や態度表明等を議会広報で公表する。 ・町民、町民団体（自治会含む）等との意見交換会を行う（議会報告会を含む）。 議員を選挙で選んだ町民にとってみれば、選んだ議員がどのような考え・意見を持っているのか知りたいものと思うので、議会広報での知らせ、意見交換会が必要と思われる。
		○	開かれた議会、町民参加の意味からも一定事項を自治基本条例の中に加えても良いのではないか。
			＜議会及び議員の責務＞ ・議会は、この条例の基本理念、原則及び制度を遵守し、的確に町の将来を把握し活動する責務を有する。 ・議員は、あらゆる情報の共有及び町民参加を図り、開かれた議会を目指し、多くの町民の意見を反映させるために、町民との対話の機会を設けるものとする。 町民に対して、議会、そして議員としての意見交換の場が多い方が良い。
		○	議会基本条例の制定は議会からの委員だけでは決定できないのではと考えますが、その方向では進めるべきとは考えています。
			＜議員の役割及び責務＞ ・議員は、町民から選ばれた公職者として、自ら研鑽に努めるとともに、公益のために行動しなければならない。 ・議員は、まちづくりの推進と公共の福祉向上も目指し、政策の提案に努めなければならない。 ・議員は、町民の意思の反映を図るため、より多くの町民との対話の機会を設けるように努めなければならない。
		○	この自治基本条例については だれもがわかりやすくが基本。 町民のみんながこの条例に守られる基本設定が真の役目と認識しています。 だれも・町民とは子どもからお年寄りまで全町民であり、みんなが笑顔で暮らすことが目的。この条例の意味が簡単に解る構成にすべしと思います。 たとえば言葉づかいや文章表現さえもかみ砕いたものでいいと思います。 あれもこれもと条例でしぼるのなら、だれがだれのためにこの条例を作成するのかと疑問も生じてしまいます。国民には憲法があります。だから町民にとっては優しい基本でいいはず。 よって議会運営については一般程度の記載でいいのではと思います。 議会が・・・議会が・・・と言う方がいますが、議案一つ一つについて議会、議員として町民の付託に答えるべく小さな声を聞きとめ、その嘆きを真摯に受け止め議員各自が議場で提案者と対峙し審議を執り行っています。 なので、2番でも充分すぎます。
		○	町長、住民も規定するから。
			議員は、住民の代弁者であることを自覚する。
○			自治体議会として本来あるべき町民のための議会運営にするためには、公正であり適正な「議事機関」としての制度が必要である。また、その制度は自治基本条例の基本理念、基本原則及び制度に反映されたものでなければならない。
			・町民と議会の関係規定 ・議会と町長との関係規定 等
○			あまりわからないが、議員の片面的な考えだけで、すべてを議決されないようにしたほうが良いと思うので。
			○町議は選挙で選ばれた町民の代表として、議会で決議するが、町民の立場に立っていない場合があるので、町民代表者と委員会又は町民会議を開き、意思を聞きこみ、決議するようにしたい。 ○その時代のニーズに合った町民の考えを取りくむために。 町民にとって議会運営、委員会活動が議員の中で固有化されて、町民に分らない運営をしているので、年に2～3回は町民から意見を聞けるようにして議決の参考にした方がよい。

議会運営の規定			上段：議会運営の規定に関する選択理由等 中段：盛り込みたい項目、具体的な内容・考え方 下段：その理由等
議会基本条例に委任	従来型	一定程度自治基本条例で規定	
		○	自治基本条例が最高規範である以上、議会や議員の役割について、主体者である町民自身の考えを基本条例上で明示すべき。
			1 議会の設置 町民の信託に基づき、町に議事機関として、選挙で選ばれた議員で構成される議会を設置 2 議会の役割 地域における民主主義の発展と町民福祉の向上のために、自治体事務の立案、決定、執行、評価などを自由闊達な討議を通じて最良の意思決定を行う役割を持つ。 3 議会の権限 ①条例の制定、改正、廃止など立法の権限 ②予算、決算、財産や政策執行等にかかわる意思決定の権限 ③執行機関に対する調査や監査請求等監視の権限 4 議会・議員の活動原則 (議会の活動原則) 議会は、町民主権を基礎とする町民の代表機関であり、公平性、透明性、信頼性を重んじ、町民に開かれた議会及び町民参加を不断に推進する。 (議員の活動原則) ①議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を推進しなければならない。 ②議員は、町政の課題全般にわたって課題別及び地域別等の町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、町民の選良にふさわしい活動に努めなければならない。 ③議員は、個別の事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。 5 町民と議会との関係 ①議会は、議会活動に関する情報公開の徹底、町民に対する説明責任を果たさなければならない。 ②議会は、本会議をはじめ、常任委員会、特別委員会を原則公開するとともに、議会主催の一般会議を設置するなど、町民が議会に参加する措置を講じる。 ③議会は、常任委員会、特別委員会の運営にあたり、参考人制度及び公聴会制度等を活用し、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させる。 ④議会は、町民、町民団体等との意見交換の場を設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図る。 ⑤議会は、重要な案件に対する各議員の態度を議会広報、インターネット等で広報する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報の提供を図る。 ⑥議会は、前5項の実効性を高めるため、全議員出席のもとに町民に対する議会報告会を少なくとも年1回開催して、議会の説明責任を果たすとともに、これらの事項に関して町民の意見を聴取し、議会運営の改善を図る。 6 町長と議会との関係 ①議会の本会議における議員と町長及び説明員の質疑応答は、広く町政の論点・争点を明確にするため、一問一答方式で行う。 ②町長等への反問権付与 ③町長は、議会に計画、政策、施策、事業等を提案するときは、政策等の決定過程を説明するよう図らなければならない。 (以下、栗山町議会の①～⑦引用) ④町長は、予算案及び決算を議会に提出するに当たっては、わかりやすい施策別又は事業別の説明・評価等の資料を作成するよう図らなければならない。 7 議会・事務局の体制整備 ①議会は、社会・経済情勢などにより生ずる課題に迅速に対応するため、常任委員会、特別委員会等の適切な運営により機動力を高めなければならない。 ②議会は、町政の諸課題に柔軟に対応するため、町政全般にわたって議員・町民が自由に意見を交換する一般会議を設置するものとする。 ③議会は、議会及び議員の政策形成、立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する。
		○	議会に対し町民の意志を明確にでき、議会で「議会基本条例」を作る際の参考になり、町民の意志の反映が期待できる。
			◆議会の権限と責務 ・町民の信託を受けた議事機関として、町民の意志の反映に努めることをはじめ地方自治法に定める権限の行使 ・町民に対し情報提供、町民参加機会の提供を具体的に図る ・行政との関係では、審議を分かりやすく充実したものにすることも、一問一答方式や行政側からの反問健を認めることを検討すべきと考える。 ◆ 議員の責務 ◆ 議会運営（・会議の原則公開 ・町民参加と町民ニーズの把握） 議会基本条例との関係もあるので、どこまで踏みこむべきか非常に難しい問題もあるので委員会での議論を見ながら、最終的なものを考えたい。

議会運営の規定			一定程度自治基本条例で規定
議会基本条例に委任	従来型		
			上段：議会運営の規定に関する選択理由等 中段：盛り込みたい項目、具体的な内容・考え方 下段：その理由等
		○	議員は、町民の代表者であることをしっかりと自覚し、個人の意見だけで判断することなく、多くの町民の思いに耳を傾け、議会活動をしてほしい。 また、地域に多く足を運び、今以上に町民とふれあい、語る機会が必要だと思う。
			＜議会の責務＞ ・ 議会は、町民の意思が適切に反映されるよう、必要かつ十分な会議を行うとともに、議会活動について町民との情報の共有化を図り、開かれた議会運営をしてほしい。 ・ 議会は、選挙で選ばれた町民の代表から構成する議事機関とした方が良いのではないかな。 ＜議員の役割と責務＞ ・ 町議会議員は、町民の代表者として、自己研鑽に努めるとともに、普遍的な利益のために活動しなければならない。 ・ 町議会議員は、高い倫理観を持って、誠実にその職務を行い、自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければならない。 ・ 議会の議員は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、町民の信託に対する自らの責任を果たさなければならない、と規定した方が良いのではないかな。 議会活動、町政運営に関し、町民との一層の信頼関係を確保しなければ問題解決につながらないと思う。
		○	今、議会は美幌町の現在と将来について、どのような役割を担っているのかということについての議論が重要になっています。したがって、自治基本条例に議会が含まれていても、最も重要な関連条例としての議会基本条例の制定を明文化する必要があります。
			＜議会の役割と責務＞ 白老方式とする ＜議会の権限＞ 白老方式とする ＜議員の責務＞ 白老方式とするが次の条文を追加する。 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を基本とします。 ＜議会の会議＞ 白老方式とするが2を削除し3を次条文を訂正する。 議会から出席を要請された町長及び行政機関の職員等は、当議会において議員の質問に対し反問することができます。 4については、「情報共有」で明文化しているので削除する。 ＜議会活動の充実＞ 白老方式とする 追加条文 ＜議会基本条例＞ 議会は、この条例が議会に関して定める原則に基づき、別に議会基本条例及びこれに基づく条例を制定して、議会に関する制度と運営の仕組みを総合的かつ体系的に整備します。この場合、地方自治法第120条の規定により議会が定める会議規則等を見直し、その基幹的な事項は、これらの条例において規定するものとします。
	○		町民が自治基本条例を見て分かりやすい方が良くし、細かく書くより一般的な規定でいいのではないかな。
			1、議事機関として、議決事項を審議すること。 2、町民と議会の連携：町民に対する説明、意見交換の場（一般会議など）を設けるなどする。 3、議会の責務：八雲町参考 4、議員の責務：八雲町参考（努める一挙、に置き換える） 5、一問一答式 議事機関として町民の意見を聞きながら審議や議決など実施し、それを町民に分かりやすく見えるようにして欲しい。

議会運営の規定			
議会基本条例に委任	従来型	一定程度自治基本条例で規定	上段：議会運営の規定に関する選択理由等 中段：盛り込みたい項目、具体的な内容・考え方 下段：その理由等
	○		町民が自治基本条例を見て分かりやすい方が良くし、細かく書くより一般的な規定でいいのではないか。
			・ 議会は、選挙で選ばれた町民の代表から構成する議事機関である。 ・ 議会は、自治基本条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、将来に向けたまちづくりの展望をもって課題を的確に把握し活動する。 ・ 議会は、町民の意志が適切に反映されるよう十分な会議を行うとともに、情報の共有化を図り、開かれた議会運営を行う。
			先に話し合われた町民、行政等の役割・責務を参考に、理解しやすい内容でと思われました。
		○	盛り込みたい具体項目があり、それらは自治基本条例施行と同時に実施して欲しい事項であるため。また、具体的なビジョンがないまま議会基本条例に委任するのは、町民会議の構成委員に議員がいるだけに惜しく、且つ美幌町自治基本条例の意義が薄れてしまう。
			○ 議会は、町民の信託を受けた議事機関として、条例の制定、改正及び廃止、予算の決定、決算の認定その他町政運営の基本的な事項を議決する、町の意志決定機関であります。 ○ 議会は、まちづくりの主体である町民に対し、議会における意志決定の内容やその経過をわかりやすく説明する義務を有します。 ○ 町長及び執行機関の職員は、議員からの質問に対して議長又は常任委員会等委員長の許可を得て反問することができます。 ○ 議会の本会議は、議論の積み重ねが意志決定過程を透明化するとともに住民の意思を反映した決定とすることが可能であることから討議を基本とします。 ○ 議員は、町民から選ばれた公職者として自ら研鑽に努めるとともに、公益のために行動しなければなりません。 ○ 議員は、町民に対しその就任時に、公益のため、公共の福祉の実現のため並びにまちづくりの主体である住民のために行動することを自らの言葉で宣誓しなければなりません。 ○ 議会の議員の定数は、まちづくりにおける議会の役割を充分考慮して定めなければなりません。 ○ 議会の会議は、公開とします。ただし、非公開とすることが適当と認められる場合は、この限りではありません。 ○ 議会は、閉会中においても、町政への町民の意志の反映を図るため、まちづくりに関する調査及び検討等に努めます。
			○ 討議を基本とすることで、意志決定までの過程が透明化する。反問権の整備が必要不可欠。 ○ 宣誓規定 … 町民は数多くの候補者の中から一人のみに投票するわけで、議会構成はその投票した方以外の方が当然大多数を占める。就任され新しい町議会が始まる際、自分が投票していない方の声を聞くことができるようにするもの。（「自らの言葉」で宣誓する。） ○ 行政が議会に提出する議案は法律等で決まりが多いため大変わかりづらく難解な表現するものが多く、それらを住民にわかりやすく行政が説明するには、結果、(1)議会用と(2)住民用と同じ内容で表現の違うものを2つ作成することとなる。そこで、そのわかりづらく難解な表現を全て理解している議会の議員が住民に説明をすることで、住民はわかりやすく町の政策決定を知ることができるようになる。（全てを議会で行うという意味ではなく、分担することができないかという趣旨）